

## 静岡県立大学保健衛生委員会規程

平成 19 年 4 月 1 日 規程第 44 号

改正 平成 20 年 4 月 1 日、平成 24 年 4 月 1 日

(設置)

第 1 条 静岡県立大学（以下「本学」という。）における学生の安全の確保並びに健康の保持増進を図るため、静岡県立大学学則第 22 条第 1 項の規定に基づき、本学に、静岡県立大学保健衛生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 学生の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 学生の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (3) 学生のメンタルヘルスの対策に関すること。
- (4) 学生の就学上の災害の原因並びに再発防止対策に関すること。
- (5) 前 4 号に掲げるもののほか、学生の安全並びに健康についての学長からの諮問に関すること。
- (6) その他学生の安全並びに健康に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学生部長
- (2) 各学部ごとに、教授、准教授又は専任講師のうちから選出された者 1 人
- (3) 各研究科、研究院ごとに、教授、准教授又は専任講師のうちから選出された者 1 人
- (4) 健康支援センターで保健業務に携わる職員のうちから学長が指名する者 2 人
- (5) その他学長が指名する者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、学長が第 3 条各号に掲げる者の中から指名する。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員の3分の1以上の者から請求があったときは、委員長は委員会を招集しなければならない。

2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員会の議を経て、委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(専門部会)

第8条 専門の事項を調査・審議するため必要があるときは、委員会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(教育研究審議会への報告)

第9条 委員長は、毎年度、委員会の審議状況について、報告書を作成し、3月31日までに教育研究審議会に提出しなければならない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、事務局において処理する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。